

平成23年度 決算審査

議員は

一般会計と特別会計予算がどのように使われたのかを審査しました。
ここでは、質疑のいくつかをご紹介します。

こう切り込んだ!!

一般会計・特別会計(全会一致・原案認定)

問 デジタル防災行政無線事業の今後の計画は。

答 生活環境課主幹 本事業は平成21年度から平成24年度までの3カ年計画で整備を行なう計画でしたが、震災以降実施できないことから、一旦、事業の精算を行ないます。

問 なお、事業再開の目途が立った際には、新たな国庫補助金等を充当し事業を展開します。

問 海外友好都市からの支援と今後の関係は。
答 生涯学習課長 友好都市である中国浙江省海塩県

およびニュージーランドオークランド市より激励のメッセージを受けました。

問 また、海塩県赤十字協会からは、123万5千円の義援金をいただいています。
町長 今後の町の復興と海外情勢の動向を踏まえ、慎重に取り組みます。

問 国内友好都市からの支援等は。

答 町長 友好都市を締結している埼玉県杉戸町や、災害時における相互援助協定を締結している東京都品川区より、多くの義援金や支援物資をいただいています。

す。今後は、人的支援の要請も検討しています。

問 東京都品川区と友好都市の締結をしては。

答 町長 相手先の諸事情や本町の今置かれている状況からも、協議できる状態ではありません。今までもどおりの関係が続けられればと考えています。

問 町民を臨時職員として採用し、電話交換受付業務に従事させては。

答 総務課長 現在は、東京都内業者にて電話交換業務を委託していますが、町の

地名や現状等の問い合わせに関して、親切な対応が難しいことは十分承知しています。引き続き、より多くの情報提供を行ない、不便をきたさないよう努めます。

問 役場電話のフリーダイヤルを廃止しては。

答 総務課長 来年度に見直しを行ないます。

仮設診療所 特別会計

問 受診者数は。
答 健康福祉課長 全体で



埼玉県杉戸町より寄贈された災害対策車両

2,535人の受診があり、うち町外利用者数は179人でした。

一般会計 補正予算 4億6,540万円を増額

総額80億7,170万円に

平成24年度一般会計の補正予算を、原案のとおり可決しました。
(全会一致・原案可決)

使いみち(歳出)の主なもの	財源(歳入)の主なもの
<ul style="list-style-type: none"> ○復興交付金基金積立金に2,025万2千円増額 ○都市防災推進事業に2,700万円増額 ○私立幼稚園就園奨励補助に1,690万6千円増額 	<ul style="list-style-type: none"> ○減収補てん交付金を512万8千円増額 ○地方交付税を3億円増額 ○国庫支出金を17億5,388万6千円

質疑

あれこれ

一般会計

予算審議で質疑が行われました。いくつかをご紹介します。

問 都市防災推進事業調査委託の内容は。
答 都市整備課長 本町における津波被害を予測するとともに、防災や減災計画を策定するための調査です。

問 いわき市に社会福祉協議会の分室を設置しては。
答 健康福祉課長 社会福祉協議会は少人数の事務員で事業運営を行なっていることから、いわき市の分室設置は非常に難しいです。なお、仮設住宅および借上住宅居住者の生活支援や相談業務を行なう生活指導員の増員を福島県に対し要望します。



平成24年10月8日現在の桜通り

問 町内の桜を消毒しては。
答 都市整備課長 警戒区域内の樹木消毒作業に制限があり、桜を適正に管理することはできません。今後、関係機関と協議し検討します。

問 「富岡町民電話帳(仮)」を全世帯に配布する計画だが、振り込め詐欺等に対する予防策は。

答 総務課主幹 電話帳を配布する範囲については十分検討します。なお、配付する際には、懸念される詐欺等の注意喚起を徹底して行ないます。

問 住民票の移動を受付しないのか。

答 健康福祉課長 住民票を本町から他市町村へ移動することは可能ですが、生活拠点が無い本町に住民票を移動することはできません。

問 住民票に関する現行制度の見直しはあるのか。

答 町長 課題を一つひとつ解決できるように、国に問題提起します。

問 心身障がい児の就学に対する指導は。

答 教育長 心身障がい児の就学については、避難先自治体に依頼しています。今後は、双葉南地区心身障害児就学指導審議会を開催し、円滑に就学ができるよう努めます。

特別会計

- 蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業
- 公共下水道事業
- 農業集落排水事業

問 下水道災害復旧調査設計委託とは。

答 都市整備課長 詳細な被害状況を把握するため、内視鏡による下水道管路内部の調査を行ないます。

問 下水処理施設の復旧状況は。

答 都市整備課長 施設内の排水作業は完了

しましたが、震災により施設が傷み、雨水等が施設内に流入しています。今後、下水道事業団と協議し、調査を行ない復旧に努めます。

問 下水道を調査する範囲は町内全域か。

答 都市整備課長 放射線量を考慮し、富岡川を境とした南北地区に分けて調査を行ないます。南地区は下水道管路の目視およびカメラ調査を、北地区は目視調査を行ないます。

介護保険事業特別会計

問 高齢者施策事業委託とは。

答 健康福祉課長 「第五次介護保険事業計画」を策定するにあたり、全国各地に避難している町民のうち高齢者を対象とした実態調査を行なうものです。

平成24年度 各会計別予算の状況

会計別		補正額	補正後の予算額
一般会計		4億6,540万6千円	80億7,170万1千円
特別会計	国民健康保険	11億2,704万1千円	27億8,422万8千円
	公設地方卸売市場	—	2万3千円
	蛇谷須特環下水道	1,775万2千円	3,168万5千円
	公共下水道	5,330万5千円	6億3,924万4千円
	農業集落排水	3,046万6千円	1億1,103万5千円
	曲田土地区画整理	100万円	2,235万7千円
	介護保険	2億4,301万7千円	13億9,878万4千円
	後期高齢者医療	△6,413万1千円	3,942万1千円
	仮設診療所	2,479万8千円	8,541万6千円
	介護サービス	76万4千円	429万9千円
	小計	14億3,401万2千円	51億1,649万2千円
	合計		18億9,941万8千円

こんなことが

決まりました

人事案件

教育委員を再任

任期満了となる教育委員に渡辺和夫さんを再任する議案が提出され、投票の結果、賛成多数で同意しました。
任期は平成28年9月30日までです。



渡辺 和夫さん
(中央行政区)

固定資産評価
審査委員を再任

任期満了となる固定資産評価審査委員に三瓶一義さんを再任する議案が提出され、投票の結果、賛成多数で同意しました。
任期は平成27年9月30日までです。



三瓶 一義さん
(仲町行政区)

条例の一部改正

(全会一致・原案可決)

東日本大震災復興
交付基金金を設置

新たな基金を設置し、町の復興に向けた取り組みを推進します。

18歳以下は
医療費無料

福島県内において18歳以下の子どもに対する医療費無料化が実施されることを受け、本町の国民健康保険条例の児童年齢規定を改正し、整合性を図りました。

新たな課や係を
設置

災害業務を効率的に執行し、町民の生活支援を円滑に行なうため、

新たな課や係を設置しました。
新たに設置した課や係の名称や業務内容は次のとおりです。

◆企画課

まちづくり計画係
まちづくり再編、地域間交流など

◆都市整備課

建設管理係
廃棄物処理、がれき撤去など

◆生活環境課

原子力事故対策係
原発事故対策や線量計貸出業務など

復旧係
災害査定やインフラ復旧など

◆産業振興課

商工係
雇用対策、公益一時立入業務など

◆生活支援課

住宅支援係
仮設および借上住宅支援など

賠償対策係

避難者賠償支援窓口、国・東電賠償対策など

避難生活支援係

自治会や住民団体活動支援、個人一時立入など

◆教育総務課

生涯学習係
社会体育、歴史資料等の搬出など

要介護認定等の
事務委託を廃止

原発避難者特例法の施行に伴い、避難先市町村が被災者の要介護認定等の事務を行なえることになったことから、茨城県ひたちなか市および千葉県富津市と施行前に締結した事務委託を解除しました。

国民健康保険税を
増額

国保被保険者数および医療費の増加に伴い国民健康保険税を増額しました。なお、本町においては、東日本大震災並びに原子力事故に伴う避難指示により全額課税免除となっています。



ズバリ!!

町政を問う

9月定例会の一般質問に8議員が登壇し、町の対応や考えなどを問いました。
この紙面では、質問した順に質疑応答の要点をお知らせします。

- 1 三瓶 一郎 議員** …… 12
 - 1. 双葉地方広域市町村圏組合について
 - 2. 仮の町構想における災害公営住宅について
 - 3. 副町長の二人制について
- 2 宇佐神幸一 議員** …… 13
 - 1. 富岡住民の支援について
 - 2. 心身健康管理
 - 3. 復興インフラ事業の進捗状況
- 3 安藤 正純 議員** …… 14
 - 1. 町内の放射線量について
 - 2. 国・東京電力が示した財物賠償基準について
- 4 塚野 芳美 議員** …… 15
 - 1. 町内の家屋に関して
 - 2. みなし仮設住宅の自治会に関して
 - 3. 行政損害賠償に関して
 - 4. 津波被災地域の家屋、動産に関して
- 5 早川 恒久 議員** …… 16
 - 1. 帰還へ向けた新たな産業創出・企業支援について
 - 2. 災害公営住宅の建設について
 - 3. 津波被害の支援について
- 6 渡辺 三男 議員** …… 17
 - 1. 遺体捜索について
 - 2. がれき集積について
- 7 遠藤 一善 議員** …… 18
 - 1. 災害復興住宅について
 - 2. 教育施設の再開スケジュールについて
- 8 山本 育男 議員** …… 19
 - 1. 災害対策本部組織体制について
 - 2. 避難先自治体への支援要請について
 - 3. 避難先での不安解消について



三瓶 一郎 議員

問

双葉地方広域圏組合の強化策は

答

8町村が力を合わせて

問 双葉地方広域市町村圏組合が今以上に一致団結し、郡内町村の早期復旧・復興を進めては。

答 町長 各町村で置かれていた状況や目指すべき方向性が各々異なるため、復旧・復興の考え方等に差異が生じています。

全ての被災者の支援と双葉郡の再生・復興を目指し、「双葉は人

つ」の合言葉のもと、8町村が力を合わせ、引き続き国や東京電力に対し、賠償や除染

中間貯蔵施設などの山積する諸問題の解決に向けて取り組みを強化します。

また、副管理者としての立場から他町村に働きかけます。

問 副町長の二人制を時期尚早

問 除染やインフラ整備などの計画・設計・管理監督を進めるためにも、復旧・復興を専門とする副町長を新たに設置し、副町長の二人制を採用しては。

答 町長 副町長の二人制は大規模の自治体や急激な人口増の自治体で導入されていますが、経費の増大や指揮命令系統のスリム化に逆行する指摘もあり、

現時点では時期尚早です。今後、職員一丸となり災害業務に取り組みます。

問 災害公営住宅の構想は一刻も早い建設を

問 仮の町構想における「災害公営住宅」の建設行程はあるのか。また、受入自治体の協力的体制状況は。

答 町長 災害公営住宅の建設は、町災害復興計画において、現在の仮設住宅の入居期限である平成26年度を目標としています。復興庁との意見交換会では、平成25年度以降に方針をまとめ、住宅建設に着手し、平成26年度以降に移転を進める計画が示されました。

建設にあたっては、被災自治体と受入自治体間による個別協議の場が設けられます。また、住民のニーズを把握するため、住民の意向調査を10月に国主導で実施する予定です。

分散型か、集約型を受入自治体と協議し、一刻も早い建設を要望します。

問 県内の市町村では、「仮の町を受け入れる」という自治体もあるが。

答 企画課長 意向調査結果では、災害公営住宅で帰還することを待ちたいという意見が80%程度あり、うち、いわき市の災害公営住宅への入居希望が半数ありました。

今後、引き続き意向調査を行ない、住民ニーズの把握に努めます。

町長 「仮の町構想とは、本町へ帰還するための準備段階である」と位置づけています。仮の町をいわき市や郡山市、あるいは郡内にという多くの町民の意向を尊重し、今後も取り組みます。



宇佐神 幸一 議員

問 今できる町民支援を

答 町民のコミュニティと活動拠点を整備

問 自治会設置基準と避難先で発足した団体や仮設住宅自治会に対する支援策は。

答 町長 各団体の形態が様々であるため、自治会設置基準を設けることは難しいですが、団体や自治会の実態等を個々に確認・判断しながら支援を行ないます。

町は、臨時職員である「絆職員」を仮設住宅自治会へ常時配置し、

問 長期にわたる避難者への心身健康管理は 答 官民一体で取り組む

問 町民に対する心身健康管理の実態は。

答 町長 仮設住宅自治会に対しては、社会福祉協議会生活支援相談員による健康サロンの開催、生活や健康などの困り事相談、戸別訪問等を展開しています。また、借上住宅居住者に対しては、臨床心理士等の専門家による個別相談会「ひとやすみの会」や保健師による巡回活動も継続し

行政と自治会との連絡調整を図る支援を行なっています。また、避難居住先に関わらず、町民間コミュニティの充実を図るため、福島市や郡山市、いわき市に活動拠点の施設を設置しています。今後も、引き続き支援活動の充実を図ります。

問 町民の意向を災害復興計画に反映してい

て実施しています。

今もなお、心身健康管理が十分に行なえる人的派遣等の支援協力が不可欠であることから、全国の各市町村や社会福祉協議会、民生委員などに協力を求め、速やかなる支援体制の構築を国県に強く要望するとともに、避難先自治体との連携を図ります。

るか。

答 町長 町は、復興に向けた町の取り組み等に対する町民の意向を集約している最中ですが、これまで寄せられた町民の意見は、第一次災害復興計画に反映しています。今後も意向調査を随時実施し、多くの町民の声を復興政策に反映します。



臨床心理士による「ひとやすみの会」の様子

問 インフラ事業における 復旧進捗の状況は 答 緊密な連絡調整を図る

問 町内の生活環境整備、特にライフラインの復旧作業状況は。

答 町長 町は警戒区域解除にあわせ、復旧工事が実施可能な箇所より着手する計画であり、上水道や電気、公共施設の復旧については、各事業者と緊密な連絡調整を図っています。

今後は、津波シミュレーションに基づいた防災・減災施設や避難路の整備、防災拠点施設との連携など、津波浸水区域における基本的な防災・減災のあり方を調査します。

問 区域見直し後、町民は自宅等へ自由に行き来することができ、その際想定される家屋の漏電および漏水等に関する対策を今から検討しては。

答 都市整備課長 通電及び水道使用時は、各事業者等の立ち会いのもと、安全を確認しながら行なうよう検討します。



安藤 正純 議員

問

町内の放射線量測定地点の変更を

答

路肩から草むら側へ1メートルで行なう

問 町が公表した町内の年間放射線量と環境省が公表している線量分布図とは大きく異なる。

実態にあった測定を行なうため、測定地点を道路中央部から路肩より草むら側へ変更すべきでは。

答 町長 現在は、公共施設周辺72箇所道路中央部で測定をしています。雨が流され線量値が下がっていくことがあると思います。今後は、いままでの測定地点を変更し、路肩やあるいは草むら側へ1メートル位入った所を測定箇所と対応します。

問 年間放射線量を算出する計算方法で、屋外8時間、屋内16時間滞在することを前提とした「40%カット計算方式」をなぜ採用するのか。

答 町長 経産省や文科省は、それぞれ基準値を「年間20ミリシーベルト」とか「年間1ミリシーベルト」と示したため、混乱を招き、今もなお、住民に動揺を与えています。残念ながら環境省は、先に開催した住民説明会においても、国際的レベルを例に挙げ、安全の許容範囲だと主張していますが、国の責任が今もって示されていないことについて、今後追及していかなければならないと思っています。

環境省の責任において統一した見解を公表するよう、機会ある度に申し入れをします。

町内一律賠償についての説明を政治生命をかけた戦う

問 5年間帰還しないことを宣言することに、より、土地や家屋、家財、精神的損害に対する賠償は町内一律で受けられると町より説明があったが、政府は他町村との公平性などを考慮し、難色を示している。

現在に至るまでの国と町との間で協議した経緯は。

答 町長 平成24年3月16日の賠償紛争審査会における第2次追補が公表される前、総理大臣や関係大臣、副大臣に対し、「賠償の一律化」の要望を直接行ないました。その後様々な経過をたどり、4月17日に故松下経済産業副大臣(当時)ほか国の幹部職員20名程度が来庁し、区域の見直しと賠償の問題について協議しました。結局、結論にまで至りません。

したが、伊藤審議官より『インフラ等の生活環境整備の復旧にも多くの年数を要すること、更には、除染目標数値を年間1ミリシーベルトとすれば、当然帰還することは不可能であり、今後5年間は間違

いなく時間がかかる。以上のことを考慮し、今後5年間避難指示区域を解除しない町が、賠償一律平等になるよう努力する」と返答がありました。平成24年7月20日に国が公表した賠償基準には、「解除の見込み時期は市町村の決定があれば、それを踏まえて決定する」と明文化されたため、7月26日に直接本人に会い、明文化された意図を確認し、間違いなく町の要望がかなったものと思いました。

しかし、その後開催した区域再編に関する協議の席上で、政府は賠償一律化に難色を示していること、これが、これまでの経緯です。

問 1キログラムあたり10万ベクレル以下の焼却灰と災害廃棄物を搬入する管理型処分場の受入、また、国が賠償一律化を認めなかった場合は、町の区域再編に依らず、何年か

かっても国と戦うのか。

答 町長 他町村との足並みをそろえるため、国からの管理型処分場の説明は受けませんが、完全に白紙で毅然として臨むつもりですので、施設を受け入れる考えは全くありませんし、前向きに検討することも一切ありません。

私の政治生命をかけ、国が賠償の指針に明記した以上、一切妥協する考えはありませんので、何年かかっても貫き通します。



塚野 芳美 議員

問 台帳と異なる家屋の調査を

答 現実的に不可能

問 固定資産課税台帳の内容と異なる家屋や未登録家屋は速やかに調査を行ない、修正すべきでは。

答 町長 固定資産課税台帳の整備をその都度修正登録することが望ましく、町は所有者からの報告を受け、年間約2棟程度の再評価・登録を行なってきました。

しかし、数十年前に建設された家屋を当時の評価額で算定することや震災による損壊等により、現実的に再修正を行なうことは不可能です。

問 自治会認定基準は個別に判断

問 町は自治会認定基準を明らかにし、全ての自治会を平等に取り扱うべきでは。

答 町長 借上住宅居住者自治会等の態様は様々であり、自治会認定基準を設置することは難しいので、団体の設置目的や活動が従来の自治会の本旨に合致していることを前提に、個々に判断したいと考えます。

また、避難先自治体等へ更なる支援を要請するとともに、各団体への支援のあり方や内容を見直すなど支援強化を図ります。

問 撤去された家屋の賠償は賠償対象となるように要望

問 津波被害後に撤去された家屋や動産に関する賠償請求を町はどのように対応するのか。

答 町長 津波被害後における家屋等の撤去に関する諸課題は、他の津波被災市町村でも本町同様が生じ

ています。町は、原発事故に起因するものと判断し、賠償できないか東京電力に要請していますが、未だ回答はありません。また、捜索活動に伴う建物の撤去や家財等が片付けられた住民に

問 行政損害賠償は東京電力に請求

問 町が東京電力に請求する「行政損害賠償請求」に自治会等の経費も含めては。

答 町長 行政損害賠償の範囲は、国および東京電力より示されていますが、本来の行政サービスに関わる費用および原発事故と相当因果関係が認められる費用は賠償対象として検討することとなっています。

行政賠償請求方針は、「原発事故が起因となる減収した全ての収入

対する財物賠償を国に要望していますが、何も残っていない現状での賠償は大変厳しい状況です。

今後も国に対し強く要望します。



町原子力災害損害賠償対策会議で行政賠償内容を協議